

令和8年度千葉市産後ケア事業日帰り型実施加算（家賃加算）募集案内

産後ケア特化型の日帰り型を主とした施設で、令和8年4月1日～6月30日までの間に開設し、要件を満たす事業所を1か所募集します。

※ 家賃加算のない日帰り型は隨時募集しておりますので、希望があれば本募集案内に関わらず担当までご相談ください。

1 目的

母子保健法第17条の2に規定する産後の母子の心身ケアを行う産後ケア事業において、日帰り型の更なる利用促進と利便性向上のため、新たに賃貸物件で実施場所を確保するサービス提供事業者が運営する事業所（以下「事業所」という。）であって、要件を満たす場合に、委託料に事業所の家賃及び利用者の月極駐車場賃料相当額を加算する事業所を1か所募集します。

事業内容等については「千葉市産後ケア事業実施要綱」、仕様内容については「仕様書（案）」をご確認ください。

2 委託契約及び加算の概要

産後ケア事業業務委託の日帰り型を契約した事業所で、要件を満たす事業所に対し、委託料に事業所の家賃及び利用者の月極駐車場賃料相当額を加算します。

（1）日帰り型の契約について

ア 契約期間

契約開始日～令和9年3月31日

※ 契約は単年度ごとに締結します。

※ 当該契約にかかる令和8年度予算議案の議決が得られない場合は契約手続きを中止します。

※ この契約の翌年度以降の契約において、予算が措置されない場合又は事業見直しを行った場合は、契約内容の変更を行う場合があります。なお、受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負いません。

※ 事業所が委託契約に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに契約を解

除する場合があります。

イ 契約方法

公募で選定されたサービス提供事業者との随意契約とします。

ウ 業務遂行にあたっての遵守事項

(ア) 関係法令等の遵守

サービス提供事業者自らの責任において、憲法、地方自治法、労働基準法等労働関係法令、母子保健法及び関係法令等を遵守してください。

(イ) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知りえた個人情報を適切に保護してください。

(ウ) 守秘義務

業務上知りえた秘密を第三者に漏らしたり、業務の目的外に使用したりすることはできません。委託契約終了期間後も同様とします。

エ その他

(ア) 本事業の開始に際し必要な様式は、別途示します。

(イ) この募集案内に掲載している契約の内容や別添の仕様書(案)等の一部の内容については、実際の契約にあたって変更となる場合があります。

(2) 日帰り型実施加算（家賃加算）について

ア 加算の概要

日帰り型を含む産後ケア事業を実施するために新たに賃貸物件で事業スペース等を確保する事業所に対し、家賃・駐車場代相当分の委託料を加算します。駐車場は事業所が契約する利用者分の月極駐車場のみ対象とします。

なお、本市同区内に産後ケア特化型のない区で、日帰り型を主とした施設を新たに開設する事業所を対象とします。

イ 加算対象外

当該賃貸物件は、自宅兼助産所や診療所の場合は家賃加算の対象としません。また、駐車場賃料のみの加算は認められません。

ウ 募集事業所数

市内 1 か所

エ 加算期間

契約開始日～令和 9 年 3 月 31 日

※ 加算契約は単年度ごとに締結します。

※ 当該加算にかかる令和 8 年度予算議案の議決が得られない場合は契約手続きを中止します。

※ この加算契約の翌年度以降の加算契約において、予算が措置されない場合又は事業見直しを行った場合は、契約内容の変更を行う場合がありますので、翌年度以降の契約において、加算を保証することはできません。なお、受注者が損害を受けることがあっても、発注者は損害賠償責任を負いません。

※ 事業所が委託契約に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに加算契約を解除する場合があります。

オ 委託料の加算額

(ア) 金額

1 か月当たりの事業所の家賃及び利用者の月極駐車場賃料（消費税及び地方消費税の額を含む。）の合計額と 200,000 円を比較して少ない方の額を加算してサービス提供事業者に支払います。

(イ) 支払方法

サービス提供事業者から、毎月の産後ケア事業実施に係る請求と併せて、毎月支払います。毎月の家賃支払いが分かる領収書等を請求書に添付してください。

(ウ) 注意事項

産後ケア事業のうち、千葉市産後ケア事業の日帰り型を 1 か月当たり 6 割以上の日数を実施する計画を立てる必要があります。同日に宿泊型を実施する計画を立てている場合は、日数に計上しません。要件を満たさない予定月があった場合は、その予定月に限り加算しないこととします。

なお、月の途中から日帰り型を契約する場合は、翌月から加算対象とします。

また、同一事業所が複数回契約を結ぶことは認められません。

カ その他

2 (1) イ～エに準じます。

3 応募要件

次のいずれにも該当するサービス提供事業者又は事業所とします。

- (1) 千葉市産後ケア事業実施要綱第5条及び第13条第4項に該当する者。
- (2) 千葉市産後ケア事業実施要綱や仕様書、契約書等を遵守する者。
- (3) 産後ケア特化型^{※1}の日帰り型を主とした施設^{※2}である事業所。
- (4) 日帰り型を含む産後ケア事業を実施するため新たに賃貸物件で事業スペース等を確保する事業所。
- (5) 令和8年4月1日～同年6月30日までの間に開設する事業所。
- (6) 本市同区内に特化型施設で日帰り型を主とした施設のない区に、新たに開設する事業所。
- (7) 産後ケア事業のうち、千葉市産後ケア事業の日帰り型を1か月当たり6割以上の日数を実施する計画を立てている事業所。
- (8) 仕様書の要件を満たし、対象者へ十分なサービスを提供することが可能であり、利用時間の確保や食事の提供等の実施が可能である事業所。詳細は委託仕様書（案）を参照すること。

※1 産後ケア特化型とは、分娩を取り扱わず主として産後ケア事業（宿泊型・日帰り型・訪問型）を実施するために開設した専門施設。

※2 日帰り型を主とした施設とは、千葉市産後ケア事業の日帰り型を1か月当たり6割以上の日数を実施する計画を立てている施設。

(例) 3床ある場合、同日に宿泊型を1件、日帰り型を2件受けた場合は対象日数に計上せず、日帰り型のみ実施する計画を立てている場合に対象日数に計上できることを想定している。訪問型については、同日に実施する計画を立てている場合でも対象日数に計上できる。なお、日帰り型実施日以外の他の営業は妨げないものとする。

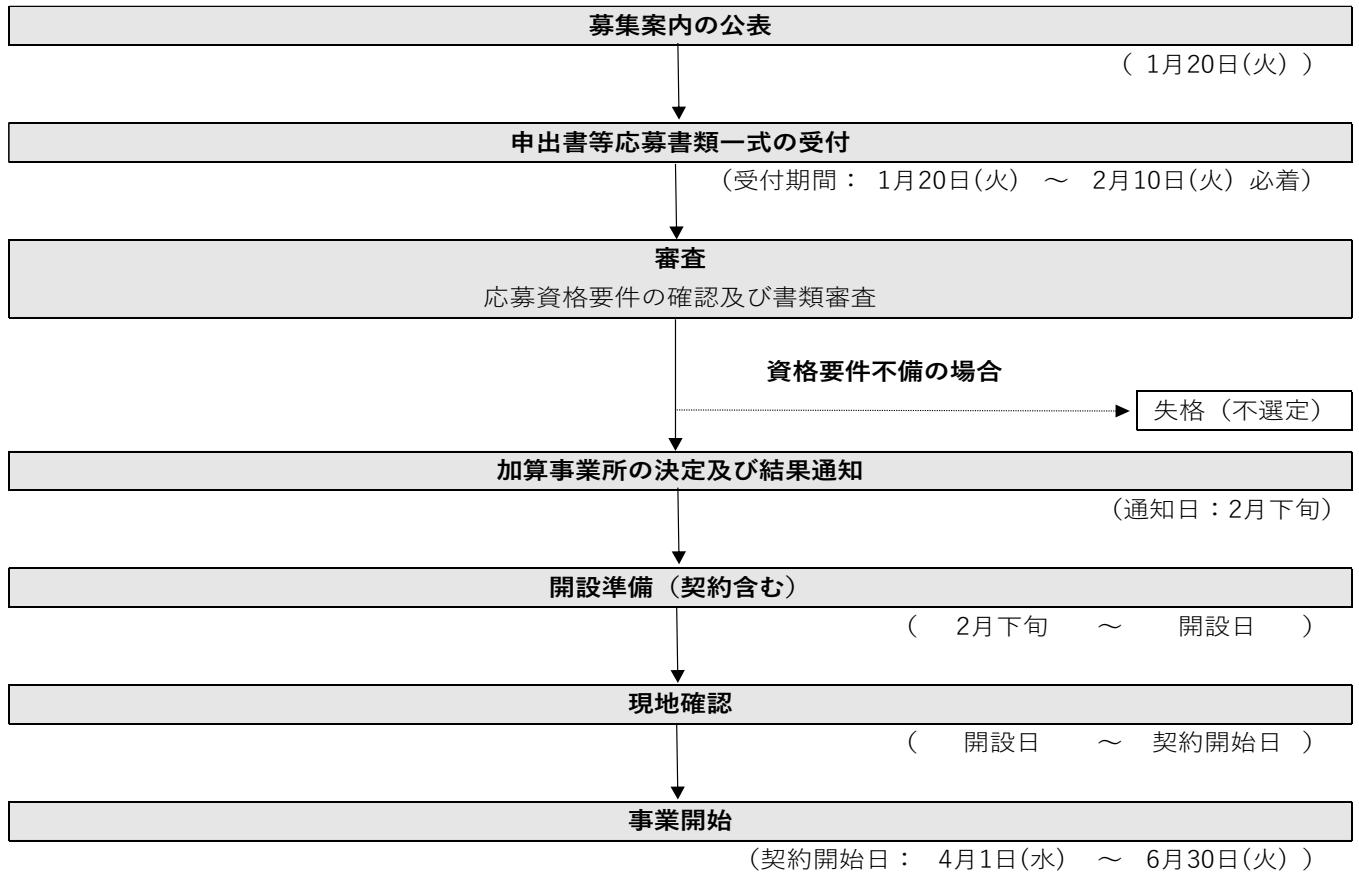
4 失格要件

- (1) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本事業にかかる本市職員等に接触をした事実が認められる場合。

- (2) 応募書面等に虚偽又は不正の記載がある場合。
- (3) 募集案内に定める提出期限までに所定の書類を提出せず、又は提出した書類に著しい不備があつた場合。
- (4) 提出書類について市から修正の指示があつた場合で、市が定めた期限までに市の指示どおりに修正を行わなかつた場合。

5 応募方法

(1) 応募・審査等の流れ



(2) 申出書等応募書類一式受付期間

下記応募に必要な書類を令和8年1月20日(火)から2月10日(火)午後5時まで(必着)に提出してください。

《応募に必要な書類》

No	書類名	備考	チェック
1	申出書（家賃加算用）	必須	<input type="checkbox"/>
2	賠償責任保険に加入していることが分かる資料 (賠償責任保険加入者証の写し等)	加入済みの場合に限る	<input type="checkbox"/>
3	産後ケア家賃加算に係る日帰り型営業日数確認票	必須	<input type="checkbox"/>
4	予定候補地（物件情報）がわかる資料	できるだけ提出	<input type="checkbox"/>

(3) 応募書類の提出方法

ア 健康支援課にメールでご提出ください。（直接持参や、郵送も可としますが、一部メールで

の提出を依頼する場合があります。)

イ 宛先のメールアドレスは「shien.boshi@city.chiba.lg.jp」、健康支援課 母子保健班宛てにご提出ください。

ウ メールの件名は「令和8年度産後ケア事業日帰り型実施加算（家賃加算）の申出書等応募書類一式の提出について」としてください。

エ メールでのご提出後、電話にて受領確認をお願いします。メールが送信エラー等で届かなかつた場合で、期限を過ぎてしまった場合は受け付けられませんのでご注意ください。

（4）応募にあたっての留意事項

ア 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

イ 郵送等でご提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 受領した応募書類は、法人等の開示が不適当な情報や個人情報を除き、開示する場合があります。

6 審査方法及び審査結果

応募書類についての審査を行い、事業所の選定を行います。なお、選定はあくまで「加算候補者を特定」するものであり、契約行為ではありません。

（1）審査（書類審査）

応募書類等により、応募者が募集案内に記載する応募資格要件を満たしていることを確認し、次に示す審査内容について審査を行います。

資格不備の場合は失格とし、応募者にその旨をメールにて通知します。

※ヒアリング（電話やメール等で確認）又は書類提出を依頼する場合がありますので、ご対応をお願いします。

《審査内容》

審査順位	審査項目	審査の視点
1位	設置区	開設予定事業所の設置区の優先順位は、緑区、花見川区、美浜区、若葉区の順とします。
2位	床数（受け入れ可能枠）	設置区希望が被った場合は、床数（受け入れ可能枠）順とします。考え方としては、床数×年間実施予定日数です。
3位	その他	床数（受け入れ可能枠）も同数だった場合は、実現可能性（すでに職員を確保できている）等、総合的に判断します。

（2）加算候補者の決定

応募書類及びヒアリングの結果を総合的に勘案した上で加算候補者を決定します。

（3）その他

加算候補者の決定後に、提出書類の内容と実態が異なる場合は、決定を取り消すことがあります。この場合において、千葉市は費用弁償等については一切応じません。

【担当】

〒260-0025

千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局健康福祉部 健康支援課 母子保健班

TEL 043-238-9925

FAX 043-238-9946

E-mail shien.boshi@city.chiba.lg.jp